

行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号の運用について

次に掲げる審査請求に該当するものについては、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項第 5 号の規定により、伊丹市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

<案>

内容
<p>（国民健康保険税額決定処分に関する審査請求）</p> <p>国民健康保険税に関する案件のうち、下記のいずれにも該当する場合で、法律上の争いがなく、審理員が棄却の意見書を書いているもの。</p> <p>(1) 国民健康保険税額の納税額に争いがないこと</p> <p>(2) 国民健康保険税額の算出の根拠となる所得（基礎控除後の総所得金額等）に争いがないこと</p> <p>(3) 国民健康保険税額の算出における被保険者数に争いがないこと</p> <p>(4) 国民健康保険税額の算出過程に争いがないこと</p> <p>※算定の根拠となる条例の決定に瑕疵がないこと</p>

<参考>

○行審法 43 条 1 項 5 号（抜粋）

第 43 条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

<参考>

平成 28 年度第 2 回伊丹市行政不服審査会 会議録（別紙）